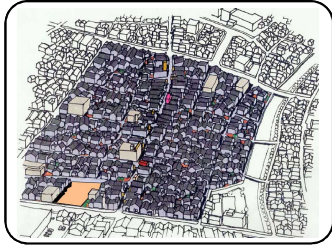


住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)

密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

- 【整備地区の要件】**
- 重点整備地区を一つ以上含む地区
 - 整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
 - 原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区
- 【重点整備地区の要件】**
- 重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
 - 地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上（重点供給地域は25戸以上）
 - 住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上



- 地区内の公共施設の整備**
- 道路・公園等の整備
- コミュニティ施設の整備
(集会所、子育て支援施設等)
(交付率：1/2、1/3)

- 老朽建築物等の除却・建替え**
- 老朽建築物、空き家等の除却
買取費、除却工事費、通損補償等
(交付率：1/2、1/3、2/5)

- 沿道建築物の不燃化**
- 延焼遮断帯形成事業
一定の要件を満たす沿道建築物の外壁・開口部・屋根等の整備等 (交付率：1/3)

- 共同・協調化建替**
- 除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等
(交付率：1/3)

- 防災建替え・認定建替えにより個別の建替を助成(戸建住宅にも助成)**
- 除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等
(交付率：1/3)



- 事業に関連する公共施設の整備**
- 道路・都市公園・河川等の整備
関連公共施設整備
(交付率：通常事業に準する)

- 受け皿住宅の整備**
- 従前居住者用の受け皿住宅の整備
都市再生住宅等整備事業
調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等 (交付率：1/3、1/2、2/3)

